

気候変動枠組条約

第5回締約国会議（COP5）における議論と今後の課題*

1999年11月

(財)地球環境戦略研究機関（IGES）**

気候変動プロジェクト

福西隆弘

fukunishi@iges.or.jp

* 本レポートの作成にあたってはIGES 松尾直樹上席研究員よりコメントをいただいた。

** 〒240-0198 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-1 Phone: (0468)55-3810, Fax: (0468)55-3809

目次

概要	2
京都メカニズム（議定書 6 条，12 条，17 条）	5
論点および各国の主張.....	5
交渉の経過	6
決議と今後の展望	7
遵守制度	8
論点および各国の主張.....	8
交渉の経過	10
決議と今後の展望	10
AIJ（ACTIVITIES IMPLEMENTED JOINTLY）	11
交渉の経過	11
決議と今後の展望	12
悪影響と適応措置（条約 4 条 8，9 項）	13
交渉の経過	13
決議と今後の展望	13
吸収源（シンク）	14
交渉の経過	14
決議と今後の展望	15
参考資料	17
1．今後の日程	17
2．その他の主要な決議	17
3．遵守システムに関する締結国からの提案	19
4．主要国の GHG 排出推計値(1997)	23

概要

第5回気候変動枠組条約締約国会議(COP5)は、ドイツのボンにおいて1999年10月25日から11月5日までの2週間にわたって開催された。前回のCOP4において、議定書の運用則の最終決定をCOP6で行うことを決定しているため、COP5では各国の意見交換およびCOP6までの作業計画の策定が中心となり、技術的および政治的な課題に関する「交渉」はほとんど行われなかった。

作業計画としては、京都メカニズムや遵守制度、キャパシティー・ビルディングなどの多くの分野において、技術的課題を詰めるワークショップや交渉を進展させる Intersessional Meeting の開催が決定された。また、COP6までの間に補助機関会合を2回開催することを決定したほか、「ブエノスアイレス行動計画の実施」と題する決議において、COP5議長に交渉を進展させるようにあらゆる手段を取ることを求めており、COP6での決定に向けて作業環境の充実が図られた。しかしながら、各国の意見が大きく異なる問題(例えばメカニズム間の代替性、補完性など)について以前未解決のままであり、COP6における最終決定も、遵守制度を除いて義務化されなかった。また、途上国の参加問題についても議論される機会はなく、COP6に先送りされることとなった。

COP6において決定されるべき技術的課題の数は多く、また、各国の合意を得られるように政治的な課題を解決するためには数多くの交渉とエネルギーが必要である。幸いなことに、ドイツのシュレーダー首相を皮切りに各国首脳がリオ+10(2002年)での議定書の発効の必要性を強調し、また、これまで議論を遅らせる原因となっていた産油国が G77+China 内でも孤立する傾向にある。こうした要因を活かして政治的モーメンタムを高め、今後1年間で作業および議論を集中的に進めることが、COP6での決定さらに議定書発効に大きく影響することとなる。

主な懸案事項に関する議論の概要は以下の通り。

◆今後の日程

- SB12 2000年6月5-16日(第1週は非公式会合)
- SB13 9月4-15日(同上)
- COP6 11月13-24日(オランダ、ハーグ)

今後のスケジュールとして、COP6を2001年に遅らせるという米国の主張は通らず、2000年11月の開催が決定し、それまでの間に通常1回の補助機関会合を2回設けることとなった(アドホック交渉会議の設置は行われなかった)。その他、京都メカニズム、遵守問題、キャパシティー・ビルディング、悪影響と適応措置、技術移転において、2000年春を中心にワークショップ等が開催される。

◆ブエノスアイレス行動計画の実施 (Decision 1/CP.5)¹

この決議において、COP 6 での運用則の決定が可能となるように交渉の進展を進めるために、COP 5 議長にあらゆる手段を取ることを求めた。この手段の中には、閣僚級会合の中で日本が提案した議長を補佐するファシリテーターの任命や、オーストラリアが提案した全体会議 (Committee of the Whole, COW) の設置なども候補として含まれている。特にファシリテーターについては産油国および中国以外の多くの国から支持を得ており、実現する可能性も十分にある。こうした促進措置をとることによって、交渉の進展が加速することが期待される。

◆途上国参加問題

ドラフトの議題に含まれていた途上国の参加問題(十分性の見直し、条約 4 条 2 項 a, b) は、前回同様 G77+China が議題に載せることに反対し、COP 5 では実質的な議論および決議はなされず COP 6 に先送りされた。一方、カザフスタンは改めて Annex I に加入する意思を表明し (結論は COP 6 で決定、数値目標など詳細は未定)、アルゼンチンは自主的な数値目標を設定することを表明した²。こうした動きは、G77+China の分裂傾向ともあいまって途上国参加問題を前進させる手掛かりとなると予想されるが、米国の主張するように途上国の参加義務を盛り込むことは困難と考えられる。

◆主要トピックにおける決定事項

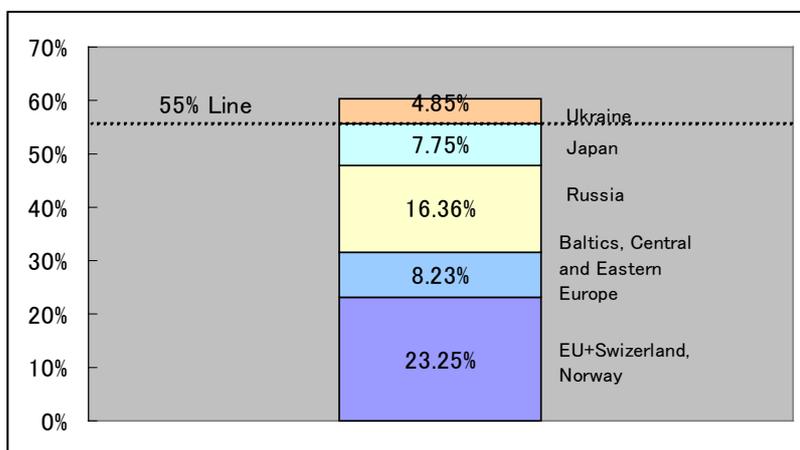
京都メカニズムでは、技術的課題と政治的交渉を切り離し、それぞれ複数のワークショップと Intersessional Meeting を行うことを決めた。メカニズム間の代替性、補完性、資金の追加性などについては進展がなかった。遵守制度では、共同作業部会 (Joint Working Group) が COP 6 までに作業を完了して COP に報告すること、来年 3 月にワークショップを開催することを決定した。AIJ はレビュー・プロセスは終了するが、パイロットフェーズ自体は 2000 年以降も継続することが決定された。クレジット獲得の可能性については言及されなかった。悪影響と適応措置では、気候変動の影響と削減措置の影響を分けて議論を進めることを決め、それぞれ別のワークショップを開催することとなった。吸収源 (シンク) は、COP 6 までの作業計画をまとめて COP/MOP 1 での最終決定に向けての道筋をつけた。

¹ FCCC/CP/1999/L.14

² アルゼンチンの自主目標は、第 1 コミットメント期に BaU から 2~10%削減であり、削減率は GDP によって決定される (GDP 成長率のほぼ 1/2 の伸び率で増える自主目標)。削減目標が BaU をベースとしているため、BaU の予測方法によっては実質的な排出削減が行われないことが十分に予想される。なお、カザフスタンの 1997 年の排出量は 1990 年レベルの 65%と報告された。

◆京都議定書発効の可能性

ドイツのシュレーダー首相の呼びかけに応じて、EU 各国や日本などの閣僚級が 2002 年における議定書の発効の必要性を強調し、また、ファシリテーターなど交渉のスピードアップを図る提案が出されるなど、先進国を中心に議定書発効に向けて政治的なモーメントが高まった。しかし、発効の鍵となる米国は、途上国参加とメカニズム利用の自由化が批准の条件という立場を変えておらず、また COP 6 が大統領選挙の直後となったことが批准の妨げとなる可能性もある。Annex I 国の総 CO₂ 排出量の 55% という発効の条件は、米国抜きでも EU 諸国、東欧、ロシアおよび日本などの批准で可能であるが(図 1 参照)、国際競争力などの観点から、米国抜きでの EU や日本の批准は可能性が低く、発効したとしても削減効果が大きく損なわれることは避けられない。議定書発効は米国政府および議会というきわめて国内的な問題に影響を受けることとなる。



55%の条件は、EU+スイス、ノルウェー、中欧・東欧諸国、ロシア、日本の批准で満たすことが可能である(米国のシェアは 34.00%)。

図 1 主要国の CO₂ 排出シェア(1990)

G77+China の再グループ化

悪影響と適応措置のトピックでは、気候変動に脆弱な国の適応措置と石油消費減による産油国への補償に関する検討の両方を同時に進めるパッケージ・アプローチをめぐる、途上国内で AOSIS と産油国が対立し、AOSIS は産油国への補償についても反対した。また、CDM におけるシンク・プロジェクトの扱いでは吸収効果に疑問を持つ AOSIS が反対し、森林管理が重要なアフリカ、中南米諸国の一部が支持するなど、G77+China の中でも主張の違いが明確になってきた。全般的には、議論の進展を阻む産油国が各イシューにおいて態度を軟化させる G77+China の中でも孤立する傾向が明確であり、さらに、AOSIS、中国、アフリカ、中南米がそれぞれ微妙に異なる主張を行っている。こうした G77+China の分裂は、発展途上国の軟化を促進すると期待されるが、一方で従来グループ内で行われていた意見調整が会議場に持ち込まれ、主張の多様化が進むことも予想される。

表1 G77+China 内で主張が異なるトピック

	全般的な議論の進展	参加問題	悪影響と適応措置	CDM	FCCC における主たる目標
AOSIS		反対	気候変動の影響を優先補償に反対	シンクに反対	適応措置の実施, 削減措置の早期実施
産油国	否定的	反対	ハック-ジ・アプローチ, 補償を主張		補償の獲得, 削減措置の引延し
中国	否定的	反対			途上国参加の引延し
アフリカ		反対	LDC への適応措置を優先	シンクを支持 (一部)	LDC への適応措置の実施
中南米		やや軟化?		シンクを支持 (一部)	資金獲得, 技術移転の促進

◆その他関連事項

最新インベントリーデータ：COP 5 直前に各国の 1997 年の GHG 排出量データをまとめた統計が発表された（参考資料 4 参照）。それによると、日本、米国、カナダ、NZ、ノルウェーなどは引き続き増加傾向であり、米国は 1990 年レベルの+10%、日本は+9%となっている。EU 諸国は 1996 年の増加から再び減少に転じており、ドイツで 1990 年レベルの-13.8%、イギリスは-9.5%である。ウクライナ、ポーランドは一貫して減少傾向にあり、ウクライナはほぼ半減している。なお、ロシア、オーストラリア等はまだ数値が発表されていない。

カーボンファンド：世界銀行に続いて、スイスユニオン銀行（UBS）もカーボンファンド（Carbon Value Fund）の設立を計画している。投資家、公的資金などを集めて JI、CDM、シンクプロジェクトなどに投資し、収益および CER をリターンするシステムで、リスク分散、取引コストの減少を通じて収益性の向上を図る。

京都メカニズム(議定書 6 条, 12 条, 17 条)

論点および各国の主張

各国の京都メカニズムに関する提案を議長がまとめた文書³（以下「議長による各国提案のまとめ」）では、3 つのメカニズムの排出権やクレジットの代替性（Fungibility）、補完性の定義、資金の追加性、CDM におけるシンクプロジェクトの扱いにおいて、各国の主張に大きな相違が見られる。

代替性については、中国が 3 つのメカニズムのクレジットおよびユニット（CER、ERU、

³ Mechanisms Pursuant to Article 6, 12, and 17 of the Kyoto Protocol, Synthesis of proposals by Parties on principles, modalities, rules and guidelines, Note by the Chairman (FCCC/SB/1998/8 and Add.1)。なお、日本語訳は(財)地球

AAU)間の代替性を一切認めない、つまり CER や ERU を排出権取引では利用できないという立場を取っており、またインド、サウジアラビアは CDM から発生する CER を取引することを認めていない。一方、アンブレラグループは 3 つのメカニズム間の完全な代替性を主張しており、EU も代替性を基本的に認めている。ただ、代替性が認められなかった場合でも、CDM で得た CER を取引したい企業に対して政府が等量の排出権 (AAU) を引換え、それを企業が取引に利用することで、実質的に CER を取引することも可能である⁴。

補完性については、EU、スイス、G77+China はメカニズム利用に具体的な制限を設けることを主張しているが、アンブレラは特に定義を行わないことを主張し、実質的に補完性による制限をなくすことを求めている。EU はメカニズムの利用による割当量の純増または純減を 5% 程度に抑える具体的な提案を行っているほか、サウジアラビアは 3 つのメカニズムの利用を (数値目標の) 25—30% とする提案を、コスタリカは CDM の利用を 25% とする提案を行っている (G77+China は具体的な定義の提案は行っていない)。米国がこの点で譲歩することはまずありえないのは明白であるため、交渉の駆け引きの材料となる危険性がある。

CDM における「資金」の追加性 (Financial Additionality) は京都議定書において明確に言及されていないが、G77+China 諸国は従来の援助資金による CDM は環境の追加性 (Environmental Additionality) 条件を満たさないと主張し、従って ODA や GEF の資金をそのまま CDM に利用することを認めていない。これに対して、日本は ODA を CDM に利用することを主張している。

また、G77+China はシンク・プロジェクトを CDM に含めることについて反対している。その根拠として、CO₂ 吸収効果の測定に不確実さが残り CO₂ 削減が効果的でないことを挙げているが、実際には経済効果が低いシンクプロジェクトに資金が集まることを懸念しているためだと思われる。

交渉の経過

コンタクトグループ議長より、議長による各国提案のまとめが交渉テキストのベースとして紹介された。G77+China はこの文書を理解する時間が必要であり、また技術的課題に関する annex について議論するのは時期尚早と反対したが、メカニズムの議論の進展を求める Annex I 諸国の支持を得て、議長は文書を読み上げて各国の意見の収束および相違を確認した。コンタクトグループにおける議論は意見交換に終始し、交渉は行われなかったが、意見交換を通じて各国の主張の変化が見られた。

CDM では、技術的課題であるベースライン設定については意見がほとんど出なかったが、持続可能性条件は受入国で認定することについて各国の意見が一致した。シンク・プロジ

産業文化研究所の Web サイトで提供されている (<http://www.gispri.or.jp>)。

⁴ 政府は CER を数値目標に利用できるため、目標達成には影響を及ぼさない。この方法は、CER の総量が AAU の総量を超えない限り可能である。

エクトについては、AOSIS が従来通り認められないという主張をする一方で、ボリビア、メキシコ、イランが CDM に含めることを支持する発言を行った。また、G77+China が資金の追加性を強調する中で、コロンビアは CDM の機会を最大化するために資金メカニズムの柔軟性を求める発言をしており、意見の分裂が見られている。

JI に関しては散発的な意見交換に終わった。日本は JI は Annex I 国の国内措置として行われるため、各国において管理を行い情報公開することによって（CDM と同様の）運営機関は必要ないと主張した。一方、EU は独立した運営機関による管理を提案した。

排出権取引の議論では、過剰売却または過少購入による不遵守を防止する方策について意見交換が行われた。G77+China は環境への効果（Environmental Integrity）の確保を前提として、実際の排出削減を超過した分の AAU の取引を行うことを主張したが、米国、カナダは締約国において正確な帳簿管理を行っていれば不遵守を防ぐことができると主張した。また、メカニズム間の代替性に関する意見交換が活発に行われたが、各国とも従来通りの主張の展開に終始した。

COP 6 までの作業計画についても話し合われた。Annex I 諸国は、技術的な課題の検討を進めるためのワークショップの開催を提案したが、技術的な議論が先行することを嫌う G77+China は難色を示し、逆に各国の交渉を進めるための Intersessional Meeting を提案した。最終的には、両者が補助機関会合に加えて開催されることが決定された。

決議と今後の展望

最終的に、COP 6 に向けての作業計画（Work Programme）のみが決定として採択され、各メカニズムの原則、ガイドラインなどについては進展が見られなかった。決定の内容は以下の通り。

Decision 14/CP.5⁵

- 議長による各国提案のまとめを今後の交渉のたたき台とすることを確認
- 締約国は来年 1 月末までに提案を提出することができる⁶
- COP 6 までに複数のワークショップと Intersessional meeting を実施し、COP 6 に向けての準備を進める
- COP 6 ですべてのメカニズムについて決定することを視野に入れ、COP 6 までの補助機関会合においてメカニズムの原則、ルールおよびガイドラインに関する交渉用テキストを作成する

G77+China のメカニズムに対する姿勢は以前よりも柔軟になっており、特に CDM に関し

⁵ FCCC/CP/1999/L.15

⁶ G77+China は COP 5 の会期末に排出権取引に関する提案を提出した（FCCC/SB/1999/MISC.10/Add.4）。その中で、超過 AAU が取引対象となること、原則が方法論に優先すること、環境への効果が排出権取引の重要な原則であること、補完性について今後定義を行うことなどが提案されている。

ては議論を進めることに対して積極的になってきている。また、G77+China の中でも意見が分裂しつつあり、交渉のスピードアップを目指す一部の途上国の動きが G77+China 全体の姿勢をより積極的にすることも期待される。さらに、詳細なルールおよびガイドラインについて専門家を含めて検討するワークショップと、交渉を行う Intersessional meeting を分離して開催することによって、メカニズムに関する議論がペースアップすることが十分に期待できる。しかしながら、優先的に議論される CDM はベースライン設定などに複雑なルールが必要であり、また、すべてのメカニズムが円滑に動き出すために必要なルールおよびガイドラインの決定にはかなりの時間が必要である。さらに、G77+China の CDM 以外のメカニズムに関する消極的な姿勢や COP 6 における決定が表現上は義務化されていない (with a view to taking decision という表現にとどまっている) ことを考慮すると、COP 6 における決定は楽観できない状況といえる。

遵守制度

論点および各国の主張

遵守制度に関する各国の提案を共同作業部会 (Joint Working Group, JWG) の共同議長がまとめた文書 (以下「共同議長によるまとめ」)⁷では、「共通だが差異ある責任」の原則を反映させるかどうか、遵守制度の枠組み、不遵守の場合の措置などについて各国の主張に相違が見られる

遵守制度の原則として、不遵守を生じさせないような予防的な措置を中心とすること、公平性・透明性を確保すること、不遵守措置の内容が締約国に予め知らされていること、不遵守措置は不遵守の内容や理由などを考慮すること、効率的であることなどを、各国が共通して提案している。しかし、AOSIS、中国、サウジアラビアは「共通だが差異ある責任」の原則を適用することを主張する一方、米国、オーストラリアは締約国は等しく扱われるべきであるとして、遵守制度に差異を設けることは受け入れられないという立場をとっている。

遵守制度には、不遵守になりそうな締約国をサポートして遵守を促進させる機能と、不遵守の判定および不遵守措置を実行する機能が必要であることが認識されているが、特に後者の機能に関して、議論が分かれている⁸。遵守問題検討の判定の手続きとして、議定書

⁷ Procedures and Mechanisms Relating to Compliance under the Kyoto Protocol, Elements of compliance system and synthesis of submissions, Note by the co-Chairs of the joint working group on compliance (FCCC/SB/1999/7 and Add.1)

⁸ なお、2つの機能の分割・統合についても意見が分かれている。スイス、EU、ポーランドは2つの機能の一つにまとめ両者の決定に一貫性を持たせることを提案し、AOSIS、中国、米国、カナダ、NZは、両方の機能における決定の独立性を保つことなどを理由に、2つの機関に持たせることを提案している。

8条で規定されている専門家レビューチーム（Expert Review Team, ERT）によるレビュー結果をもって遵守問題を俎上に挙げ、遵守機関（例えば Compliance Committee）において遵守・不遵守の判定を行うというシステムを提案する国が多い（オーストラリア、カナダ、米国、中国、EU）。これらの提案には、遵守機関による決定は COP/moP によって承認される必要があり、ERT のほかにもすべての締約国（当事国以外を含む）から遵守問題を提起することも含まれている（図2参照）。これに対して、スイスおよびポーランドは、ERT 自体が遵守・不遵守の判定を行うことを提案し、逆に AOSIS、韓国は ERT には遵守問題を提起する権限を持たせずレビューの実施のみにとどめ、締約国や事務局が提起するシステムを提案している。条約 13 条にある多国間の協議手続き（Multilateral Consultative Process, MCP）との関係は、ほとんどの国が遵守制度との関連を認めるものの遵守促進措置に限定することを提案しているが、サウジアラビアは MCP が遵守問題を提起することを提案している。

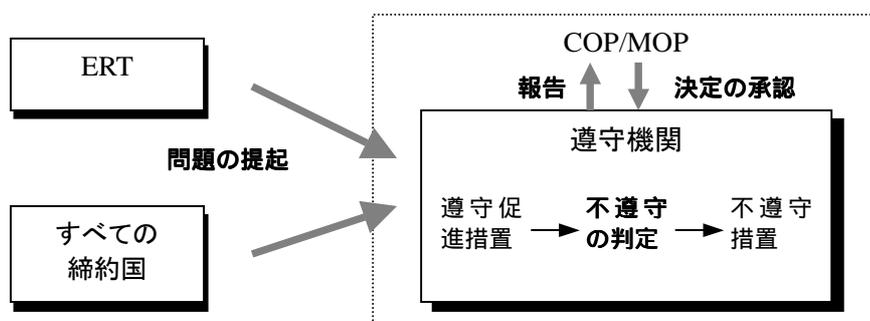


図2 遵守システム案（オーストラリア、カナダ、米国、中国、EU 案の共通部分）

不遵守措置については、予め締約国にその内容を知らせておくことが遵守の促進に有効であり、また公平性の観点から不遵守の理由、程度、タイプ、頻度に応じた段階的な措置が必要であることが各国に共通して認識されている。しかし、前者は措置を事前に決めてしまうことを、後者は事後にケース・バイ・ケースで決められる可能性があることを意味しており、両者のバランスの取り方に各国の意見の違いが見られる。米国、日本は事前に措置を決める方法（Automatic Consequences）に近い立場にあり、米国は、事前に内容が決まっていない規則に拘束されるのは困難、事後決定では決定内容に政治的な意図が含まれるなどの理由を挙げている。NZ は来期の数値目標からペナルティーをつけて超過分を自動的に差し引くことを提案し（これは一種のポローイングと見ることもできる）、オーストラリアは不遵守措置が一定の選択肢の中から選べるメニュー方式を提案している。EU は、特定の不遵守に対してのみ自動的な措置の適用を提案しており、スイスは自動的な措置に対して消極的である。

交渉の経過

遵守制度はJWGで議論が行われたが、各国の意見交換に終始し、今後の作業計画以外には交渉は行われなかった。主なテーマは、遵守システム、不遵守措置の内容および今後の作業計画である。

遵守システムについては、米国、日本、EU、AOSIS、オーストラリアからフローチャートが提示された（参考資料3参照）。AOSISの提案を除き、ERTおよび締約国によって問題が提起され、遵守機関で決定が行われる点は共通しており、遵守促進と不遵守措置を機構的に分割するかどうかは主な相違点であった。問題提起については、締約国は自らの遵守問題だけでなく他国の問題についても提起することができるという点でほぼ各国が同意したが、ERTによる提起には、中国、イラン、ブラジル、アルゼンチン等から反対があり、事務局による提起にはEU、中国、日本、イラン、米国等からの反対があった。

遵守機関については、効率的な小規模な常設機関とし、政府から任命された専門家が個人として参加し、地理的に公平な配分とすることについてほぼ各国が共通の認識を有していることが確認された。

不遵守措置については、日本、サモア、中国、NZなどから京都メカニズムへの参加資格の停止が提案された。米国はこれに反対するとともに自動的な措置の適用を主張し、具体的には来期のAAUからペナルティー（利息）を付けて差し引くことを提案したが、この方法はNZ、オーストラリア、カナダによっても提案された。オーストラリアはさらにメニュー方式を提案し、メニューの一例として途上国への適応措置を不遵守措置とすることに触れた。また、スイス、イラン、ブラジルは罰金の必要性を主張した。

JWGのConclusionとして、ワークショップを2000年3月に開催すること、共同議長によるまとめが今後の交渉のベースとなり第12回補助機関会合において検討の対象とすることが、また決議として、JWGがCOP6までに作業を完了することが副議長より提案された。多くの国はこれらに賛成したが、サウジアラビア、中国、イラン、ナイジェリアは、それぞれ「共同議長によるまとめが検討のベースとなる」「COP6での十分な作業の進展」というようにトーンダウンさせることを主張した。その後その他の産油国も加わってCOP6でのJWGの作業完了の義務化に反対したが、最終的には最強硬のサウジアラビアが、イランの呼びかけに応じて妥協し、基本的な点については原案通りのままConclusionと決議がSBI/SBSTA合同会議およびCOPで採択された。

決議と今後の展望

以下の決議がCOPで採択され、また以下のConclusionがJWGで採択されてCOPに提出された。

Decision 15/CP.5⁹

- Decision8/CP.4に基づいて、JWGはCOP5以降も作業を続ける
- JWGはCOP6において遵守制度に関する決定がされるように、COP6までに課された作業を完了しCOPに報告を行う

Conclusion of JWG¹⁰

- JWGは締約国に遵守システムに関するさらなる提案を来年1月末まで受け入れる
- 来年3月に遵守システムに関するワークショップを開催する
- 副議長によるまとめ、11回補助機関会合での議論、今後の各国からの提案を統合した文書が、12回補助機関会合での交渉のベースとなる

遵守制度の内容についてはCOP5では交渉が進むことはなかったが、唯一COP6での決定を義務化することに成功したトピックであり、最も議論が進んだといえる（議論はメカニズムより開始がほぼ半年遅れている）。ただ、決定された不遵守措置の内容を法的な拘束力を持たせるためには、京都議定書18条の改正が必要であり、そのための締約国間の十分な合意形成、手続きおよび時間が必要となる¹¹。産油国および中国は遵守制度の早期確立に消極的であり、今回の決議においても半ば強引に賛成を取り付けていることを考えると、これらの国々の合意を得ることについても十分考慮することが必要である。

AIJ (Activities Implemented Jointly)

交渉の経過

AIJはCOP5においてパイロットフェーズおよびその後に最終決定を行うことが、COP4において決定されていた（Decision6/CP.4）。これに従って、COP5ではAIJのレビュー・プロセスを継続するかどうか、パイロットフェーズを継続するならばどのような形になるのか、AIJプロジェクトのクレジット獲得の可能性について議論が行われた。

G77+Chinaは現行の120あまりのAIJプロジェクトは、東欧、中南米、アジアなどに偏っており（アフリカには5件、南太平洋には2件のみ）、地理的な公平性を確保するためにさらにパイロットフェーズを延長することを主張した。また、マーシャル諸島、ボツワナ、サモアはAIJをメカニズムに関連させることに反対し、AOSISはCO₂吸収プロジェクトの吸収効果は不明確としてAIJに含めることを反対した。一方、Annex I諸国の多くが、レビューのための十分な情報が集まったとしてパイロットフェーズを終了し、クレジットが獲

⁹ FCCC/CP/1999/L.21

¹⁰ FCCC/SB/1999/CRP.7

¹¹ 議定書の改正はコンセンサスが基本であるが、やむをえない場合に投票数の3/4の賛成をもって改正が可能となる（議定書21条）。

得できる AIJ フェーズを始めることを主張した。さらに、これまでの AIJ プロジェクトは、必要な条件を満たした場合に CDM または JI プロジェクトとして、クレジットを獲得できるようにするべきであり、クレジットが保証されなければ民間部門の参加やトランザクションコストの高い小さなプロジェクトへの投資は期待できないと主張した。また、レビューのための報告フォーマットについて、シンプルなものに改訂するべきという提案が数カ国より出された。

議論が平行線をたどる中で、それぞれの意見の間をとった決議の素案が、コンタクトグループ議長より提案された。素案ではレビュープロセスは終了して AIJ パイロットフェーズを継続すること、AIJ のクレジット獲得の可能性については COP/moP の第一回会議において決定されるべきであることが含まれており、その後レビュープロセスを終了するかどうかの議論が行われた。最終的にはレビュープロセスを終了することが合意されたが、AIJ のクレジット獲得について触れた文章は削除されることとなった。

決議と今後の展望

以下の決議が採択された。

Decision 13/CP.5¹²

- レビュープロセスを終了するとともに、AIJ パイロットフェーズは地理的配分を考慮して 2000 年以降も継続する
- 締約国は報告フォーマット改訂の提案を 2000 年 3 月末までに提出することができる
- 事務局に報告フォーマットの改訂案を 13 回補助機関会合までに準備することを求める
- AIJ を実施している締約国に対してさらに情報を提供することを求める
- AIJ を実施している締約国に対して相手国と共同で報告を行うことを求める

COP 5 で最終決定されるはずであったパイロットフェーズの扱いが先送りにされたことによって、AIJ プロジェクトの不確実性はさらに高まったといえる。AIJ プロジェクトが将来 CDM、JI としてクレジットが獲得できるかどうかについても、またその決定の時期についても明確な結論が出せなかったため、(Annex I 諸国の指摘する通り) 民間部門による今後の AIJ への投資はかなり消極的になると思われる。来年から CDM の実施が可能になることを考慮すると民間資金は CDM に流れる可能性も高く、決議に示されているようにパイロットフェーズの継続が、民間資金による AIJ の地域的配分の公平性や小規模プロジェクトへの投資を促進するとは考えにくい。

¹² FCCC/CP/1999/L.13

悪影響と適応措置(条約 4 条 8, 9 項)

交渉の経過

会議の前半では、脆弱な国の気候変動の影響への適応と GHG 削減措置の経済への影響(石油消費減による産油国への補償)に関する検討を同じように進展させる(パッケージ・アプローチ)べきかどうかについて議論が行われた。

気候変動の影響および削減措置の影響について情報ギャップがあることが各国から指摘されたが、これが対応策の実施を遅らせる原因となつてはならないことが AOSIS を含む数カ国から指摘された。マーシャル諸島、サモア、ウガンダ、ブルキナファソはすべての案件を同時に検討することは議論の進展を遅らせるとして、パッケージ・アプローチに反対した。日本、オーストラリア、米国、ザンビアも削減措置の影響については予測の不確実性が高いこと認め(コンタクトグループで行われた IPCC の発表でも、削減措置の影響については原油価格の変化の予測が極めて困難であり、予測モデルは不確実性が高いことが説明された)、日本、オーストラリアはより確実性の高い気候変動の影響について優先的に議論を進めることを提案した。これに対して、産油国は削減政策による経済への影響を根拠に補償を主張するとともに、ブエノスアイレス行動計画を根拠にパッケージ・アプローチを主張した。しかし、サモア、マーシャル諸島、日本は、産油国への補償は議定書でも言及されていないことであり承認できないという発言があり、G77 諸国の足並みに違いが見られた。

気候変動に脆弱な後発発展途上国(LDC)への優先的な対応については、多くの国が必要性を認めた。また、ウガンダなど数カ国が産油国以外の発展途上国に対する削減措置の影響について触れ、こうした国々(つまりすべての途上国)を 4.8/4.9 条の対象とするように主張した。さらに、情報ギャップを埋めるためのワークショップの開催や適応措置の内容についても議論が行われた。

共同議長による決議の素案には、気候変動の影響と削減措置の影響に関するワークショップを別々に連続して同じ期間だけ開催すること、当面取り組むべき行動について情報収集、検討を進めること、資金確保、保険、技術移転についても検討を行うことなどが盛り込まれた。

決議と今後の展望

以下の決議が採択された。

Decision 12/CP.5¹³

- 条約 4 条 8, 9 項の実施を継続し、COP 6 までに評価を行う(必要に応じてその後の COP

¹³ FCCC/CP/1999/L.22

でも)

- 上記の実施には、当面取り組む行動に関する情報収集、およびその内容の検討（資金確保、保険、技術移転を含む）が含まれる
- ワークショップを開催し、気候変動の影響について当面取り組む行動に関する検討（モニタリング技術、脆弱性の評価技術、能力開発、適応措置の検討など）を行う。
- 別のワークショップにおいて、削減措置の影響についての技術的課題および必要な対応策についての検討を行う
- 2つのワークショップは来年3月までに連続して行い、12回補助機関会合に報告書を提出する

最終的に、気候変動の影響とGHG削減措置の影響を分けて議論を進めることが可能となったため、各国の賛同を得ている小島嶼諸国、後発発展途上国などへの適応措置については、今後対応が進んでいくことが期待される。一方、削減措置の影響に関しては、信頼性のある予測が困難なことから、多くの国が疑問を投げかける財政的補償の妥当性も含めて議論が必要と思われる。パッケージ・アプローチが採用されなかったことで、産油国への補償の可能性はより困難になったと言える。

吸収源(シンク)

交渉の経過

COP4での決議(Decision9/CP.4)において、新規植林・再植林・森林減少活動(議定書3条3項)に関する定義および農業用土壌、土地利用および森林活動(同3条4項)の選定に関するガイドラインの設定について、COP6においてドラフト決定し、COP/MOP1において最終決定することが決められた。COP5では、この決議に従って作業計画を中心に議論された。

SBSTAにおいてIPCC特別報告「土地利用・土地利用変化と森林活動」のドラフトについてプレゼンテーションが行われた。IPCC特別報告を考慮する必要性については各国が共通して認識しており、作業計画では、IPCC特別報告と検討作業との関連、3.3活動(新規植林・再植林・森林減少活動)の定義を検討するタイミング、3.4活動(さらに追加的な活動)のクライテリアに関する検討を行うタイミングなどについて議論された。

決議と今後の展望

作業計画は Conclusion¹⁴として SBSTA で採択された。主な内容は以下の通り(図3参照)。

- 12回補助機関会合において IPCC 特別報告を検討し, 3.4 活動の条件について検討を開始する
- 2000年8月まで各国から 3.3 活動の定義および GHG 排出量変化の計測方法, 3.4 活動の選定方法および統合方法などに関する提案を受け付ける
- 13回補助機関会合においてそれぞれの検討の開始
- COP 6 においてドラフト決定, COP/MOP 1 において最終決定を行う

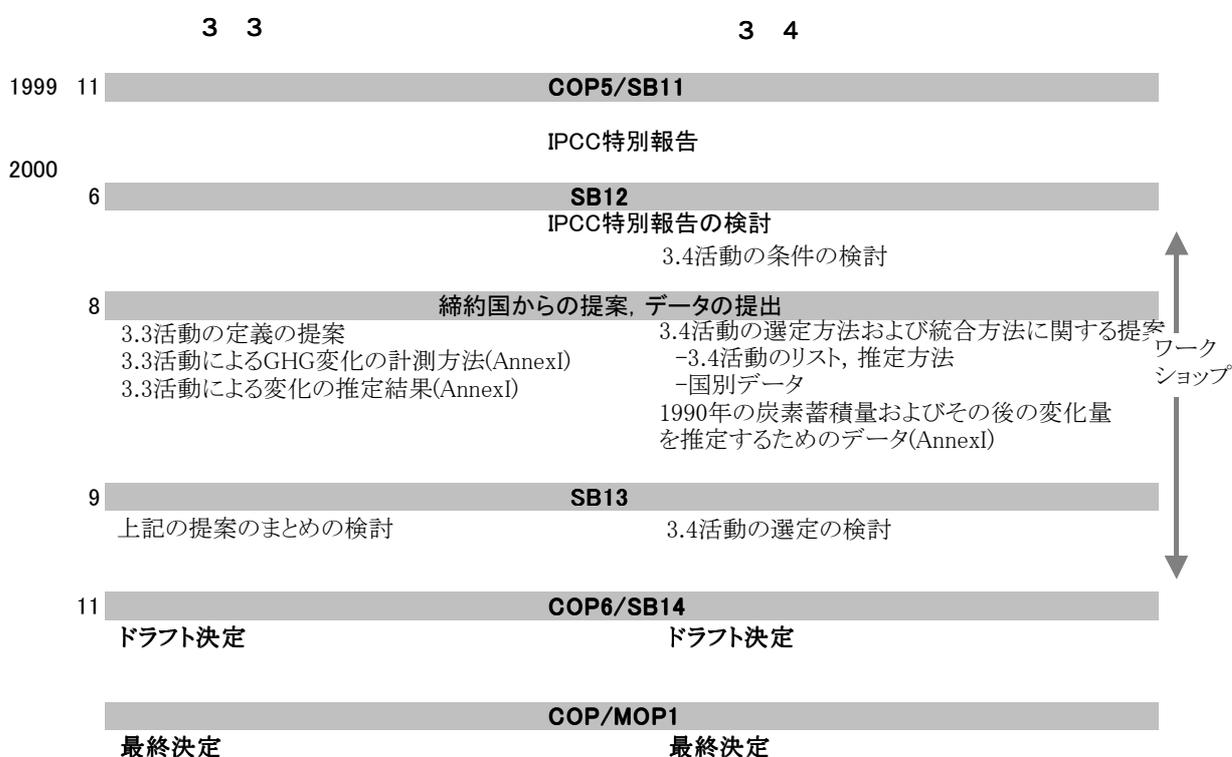


図3 吸収源に関する検討の作業計画

また以下の決議が採択された。

Decision 16/CP.5¹⁵

- COP 6 においてドラフト決定を, COP/MOP 1 において最終決定を行うことを視野に入れて, 作業計画を実行する
- COP7 以降にさらに決議を行う可能性があることを認識する

¹⁴ FCCC/SBSTA/1999/CRP.8/Rev.2

¹⁵ FCCC/CP/1999/L.16

採択にかけられた決議では、「COP 6 においてドラフトを提出する」となっていたため、日本が反対し、最終的に「COP 6 においてドラフト決定を行う」ということが盛り込まれた。この決議によって、日本が第 1 コミットメント期に農業用土壌、土地利用および森林活動を吸収源に追加し、シンクで 3.7%削減を確保できる可能性について COP 6 において決定されることとなり、早期行動の目標がたてやすくなった。実際、3.4 活動が認められない場合も含めて、早く決着しないと行動計画を立てにくい。しかしながら、3.4 活動が日本の主張するように認められた場合、カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどは、日本よりはるかに多くの排出量の増加を得ることになり、GHG 削減効果の大幅な減少や国際競争力の面でハンディキャップが懸念される。

参考資料

1. 今後の日程

- SB 12: 2000年6月12-16日(非公式会合を入れると6月5-16日; ボン)
- SB 13: 2000年9月11-15日(非公式会合を入れると9月4-15日; ボン)
- COP 6 (SB 14): 2000年11月13-24日(ハーグ)
- SB 15: 2001年5月21-6月1日
- COP 7 (SB 16): 2001年10月29日-11月9日
- SB 17: 2002年6月3-14日
- COP 8 (SB 18): 2002年10月28日-11月8日
- SB 19: 2003年6月2-13日
- COP 9 (SB 20): 2003年12月1-12日

2. その他の主要な決議

キャパシティー・ビルディング (10/CP.5, 11/CP.5)

- 財政面, 技術面のサポート: GEF および二か国, 多国間機関
- 既存の行動のアセス → COP 6 で包括的な決議
- Non-Annex I, EIT 国による, 各国のニーズとプライオリティーの提出(2000年3月1日)
- Annex II 国による国別通報の当該情報の補足(2000年3月1日)
- 国際機関による既存の行動の提供(2000年3月1日)
- これらの compilation(事務局)
- SB 12 までのワークショップの検討(事務局)
- 途上国のキャパシティー・ビルディングのニーズは Annex に記載.

技術移転 (9/CP.5)

- Consultative プロセスを COP 6 まで延長.
- 2000 年はじめまでに地域的ワークショップを開催(SBSTA 12 で報告)
- 2000 年 8 月に SBSTA 議長が consultative プロセスに関して各国との consultation を持つ
- SBSTA 13 で, SBSTA 議長が consultative プロセスの報告を行う(COP 6 での決議を目指す)

Annex I 国別通報のガイドライン (3/CP.5, 4/CP.5, 6/CP.5)

- FCCC/SBSTA/1999/6/Add.1 のインベントリーガイドラインの採択(毎年 4 月 15 日までに提出)
- ガイドライン利用にあたっての共通フォーマット関連情報の報告(2001 年 7 月 1 日まで;各国)
- インベントリーガイドラインは, 各国の経験, IPCC からのインプットをもとに, その使用方法を記した報告書を事務局が用意.
- インベントリー報告の共通フォーマット見直しは SBSTA 15 で検討. COP 7 での決定を目指す
- インベントリーの技術的 review は, 2000 年, 2001 年を試行期間とし, ガイドラインを採択 (FCCC/CP/1999/L11/Add.1)
- 上記ガイドラインに基づき, 2000 年からの毎年のチェックを, 最初, 事務局が行う
- ボランタリー・ベースで, いくつかの Annex I 国の review を実際に行う(複数の review の方法を行う; 年間 5-7 件のデスク・レビュー, 2 件の centralized reviews, 3-4 件の in-country reviews)
- 2003 年にすべての Annex I 国の最初のレビューを行う
- FCCC/CP/1999/L.3/Add.1 の報告書全体のガイドラインの採択
- 次回(第 3 回)の通報は 2001 年 11 月 31 日まで

Non-Annex I 国別通報 (7/CP.5, 8/CP.5)

- 未提出の国はできるだけ早く提出
- 第 1 回の compilation FCCC/SBI/1999/11 に引き続き, 2000 年 6 月 1 日までに最初の通報を提出した non-Annex I 国の 2 回目の compilation を, SB 14 までに作成する(事務局)
- 報告のガイドライン審査作業開始(COP 7 で改訂を目指す)
- COP 7 までに 2 回目の通報を行う意志のある国は, 改訂前のガイドラインを用いる
- GEF の資金援助あり(2 回目の通報)
- 通報の頻度は COP 7 で決定
- 専門家による consultative group を non-Annex I から作成. 作業内容は COP 7 で再考(当面の作業内容は Annexn 記載)

Research and Systematic Observations (5/CP.5)

- ワークショップの開催
- UNFCCC/CP/1999/L4/Add.1 の報告ガイドラインを採択. Annex I 国は国別通報の中で, Non-Annex I 国はボランタリーベースで報告を行う

3. 遵守システムに関する締結国からの提案

4. 主要国の GHG 排出推計値(1997)

CO₂, CH₄, N₂O の合計排出量(土地利用および林業を含まない)

	1997 (Gg)	1990 (Gg)	1990-1997 変化率 (%)	数値目標 (%, EU バ ブルを含)	目標達成に 必要な削減 率(%)
オーストラリア	444,341 ^a	410,796	8.2	+8	0.2
カナダ	674,680	590,550	14.2	-6	17.7
日本	1,280,365	1,175,022	9.0	-6	13.7
NZ	75,388	71,889	4.9	0	4.6
米国	6,513,874	5,902,990	10.3	-7	15.7
デンマーク ^f	83,503	71,658	16.5	-25	35.6
フランス	550,339	553,576	-0.6	0	-0.6
ドイツ	1,035,804	1,201,117	-13.8	-25	13.0
イタリア	542,314 ^b	532,890	1.8	-7	8.6
イギリス	657,435	726,642	-9.5	-10	0.5
スウェーデン	69,328	69,467	-0.2	+5	-5.2
オランダ ^f	232,071 ^a	208,307	11.4	-10	19.2
ノルウェー	53,740	47,129	14.0	+1	11.4
スイス	51,701	53,749	-3.8	-8	4.4
チェコ	157,816	189,837	-16.9	-8	-10.7
ポーランド ^d	426,220	564,286	-24.5	-6	-24.4
ロシア	2,111,366 ^c	2,998,767	-29.6	0	-42.0
ウクライナ	466,471	919,220	-49.3	0	-97.1
ルーマニア ^e	164,026 ^c	264,879	-38.1	-8	-48.6

出所: National Communications from Parties Included in Annex I to the Convention, Greenhouse Gas Inventory Data 1990-1997, UNFCCC (FCCC/SBI/1999/12)

※無印は1997データ

a: 1996データ

b: 1995データ

c: 1994データ

d: 基準年は1988年

e: 基準年は1989年

f: 気温調整(デンマークの場合は加えて電力交換調整)を行っていない数値